

平成十九年六月十五日受領
答弁第三三三二号

内閣衆質一六六第三三二号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する再質問
に対する答弁書

一について

御指摘の者は、御指摘の時期に官房長官秘書官事務取扱を務めていた。

二について

平成十九年六月十一日現在、御指摘の者は在アメリカ合衆国日本国大使館公使である。

三について

御指摘の大使は、ラシャド・ファアラ氏である。

四から六までについて

外務省として、御指摘の者に確認した範囲では、御指摘の「会見」及び「発言」が行われた事実はないと承知している。

七について

外務省において確認できる範囲では、平成十九年六月五日までの間に、御指摘の者が提出した国家公務

員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は、零件である。

八について

平成十四年四月二日の記者会見において、外務省として、コンゴ民主共和国の在京臨時代理大使に対する外交官等身分証明票の発給に係る事案に関し、同省の内規に基づき、同日付で御指摘の者に対して嚴重訓戒処分を行うこととした旨が明らかにされている。